

議案第89号

大阪市公園条例の一部を改正する条例案

大阪市公園条例（昭和52年大阪市条例第29号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）のうち、その標記部分が同一のものの改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定のように改め、その標記部分が異なるものの改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものを削る。

改正後	改正前
<p>(園路及び広場)</p> <p>第2条の7 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第2条第1号に規定する高齢者、障害者等をいう。以下同じ。）が利用する高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第3条第1号に規定する園路及び広場を設ける場合は、そのうち1以上は、基準省令第3条各号（第7号を除く。）に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p> <p>[(1)～(3) 略]</p> <p>(4) 前条に定める基準のうち基準省令第4条及び第6条から第11条までに係る部分並びに次条に定める基準に適合する特定公園施設（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第2条第15号</p>	<p>(園路及び広場)</p> <p>第2条の7 [同左]</p> <p>[(1)～(3) 同左]</p> <p>(4) 前条に定める基準のうち基準省令第4条及び第6条から第11条までに係る部分並びに次条に定める基準に適合する特定公園施設（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第2条第13号</p>

に規定する特定公園施設をいう。以下同じ。)のうちそれぞれ1以上及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則(平成18年国土交通省令第110号)第2条第2項に定める主要な公園施設に接続していること

(行為の制限等)

第4条 [略]

2 前項の許可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者の住所、氏名及び生年月日(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び生年月日とする。)

[(2)~(6) 略]

[3~9 略]

(公園施設の設置又は管理の許可申請書の記載事項)

第6条 法第5条第1項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 公園施設を設けようとするとき

ア 申請者の住所、氏名(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名とする。以下この条及び次条において同じ。)

[イ~ケ 略]

- (2) 公園施設を管理しようとするとき

ア 申請者の住所及び氏名

[イ~キ 略]

に規定する特定公園施設をいう。以下同じ。)のうちそれぞれ1以上及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則(平成18年国土交通省令第110号)第2条第2項に定める主要な公園施設に接続していること

(行為の制限等)

第4条 [同左]

[同左]

- (1) 申請者の住所、氏名、生年月日及び職業(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び生年月日並びに営業種目とする。)

[(2)~(6) 同左]

[3~9 同左]

(公園施設の設置又は管理の許可申請書の記載事項)

第6条 [同左]

- (1) [同左]

ア 申請者の住所、氏名及び職業(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び営業種目とする。以下この条及び次条において同じ。)

[イ~ケ 同左]

- (2) [同左]

ア 申請者の住所、氏名及び職業

[イ~キ 同左]

〔3〕 略〕

（占有許可申請書の記載事項）

第7条 法第6条第2項の条例で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 申請者の住所及び氏名

〔2〕～〔5〕 略〕

（使用料の減免）

第15条 市長は、次に掲げる使用料を免除することができる。

(1) 庭園に入場する65歳以上の者（本市の区域内に住所を有する者に限る。第16条の2第6項第2号において同じ。）、児童等（小学校（これに準ずるものを含む。以下同じ。）の児童及び中学校（これに準ずるものを含む。以下同じ。）の生徒をいう。以下同じ。）及び就学前児童の使用料

〔2〕～〔6〕 略〕

2 市長は、庭園を使用するときの使用料については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額を減額することができる。

(1) 30人以上の団体で使用する場合（次号に掲げる場合及び大阪市立美術館との共通の入場券により慶沢園に入場する場合を除く。）次に掲げる団体の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 30人以上50人未満の団体 使用料の

〔3〕 同左〕

（占有許可申請書の記載事項）

第7条 〔同左〕

(1) 申請者の住所、氏名及び職業

〔2〕～〔5〕 同左〕

（使用料の減免）

第15条 〔同左〕

(1) 庭園に入場する65歳以上の者（本市の区域内に住所を有する者に限る。第16条の2第6項第2号において同じ。）、児童等（小学校（これに準ずるものを含む。以下同じ。）の児童及び中学校（これに準ずるものを含む。以下同じ。）の生徒をいう。以下同じ。）（慶沢園にあつては、本市の区域内に住所を有する者又は本市が設置し、若しくは本市の区域内に所在する小学校若しくは中学校の児童若しくは生徒に限る。）及び就学前児童の使用料

〔2〕～〔6〕 同左〕

2 市長は、庭園を30人以上の団体で使用するときの使用料については、次の各号に掲げる団体の区分に応じ、当該各号に定める額を減額することができる。

(1) 30人以上50人未満の団体 使用料の1割に相当する額

1 割に相当する額

イ 50人以上100人未満の団体 使用料
の2割に相当する額

ウ 100人以上の団体 使用料の3割に
相当する額

(2) 慶沢園に入場する者が大阪市立美術館
の特別展の観覧券を提示した場合 100

円

[削る]

[3 略]

(利用料金)

第16条の2 [略]

[2～5 略]

6 代行公園の指定管理者又は代行施設の指
定管理者は、次の各号に掲げる区分に応じ、
当該各号に定める利用料金を免除すること
ができる。

[(1)～(5) 略]

[削る]

(6)・(7) [略]

[7～9 略]

別表第4 (第14条関係)

1 公園施設を設け、又は管理する場合の
使用料

[表 別紙2 挿入]

2 公園を占用する場合の使用料

[表 別紙4 挿入]

3 有料施設の使用料

(2) 50人以上100人未満の団体 使用料の
2割に相当する額

(3) 100人以上の団体 使用料の3割に相
当する額

[3 同左]

(利用料金)

第16条の2 [同左]

[2～5 同左]

[6 同左]

[(1)～(5) 同左]

(6) 長居植物園に入場する者が大阪市立自
然史博物館の常設展示場の観覧券を提示
したときの長居植物園に係る利用料金

(7)・(8) [同左]

[7～9 同左]

別表第4 (第14条関係)

1 公園施設を設け、又は管理する場合の
使用料

[表 別紙1 挿入]

2 公園を占用する場合の使用料

[表 別紙3 挿入]

3 有料施設の使用料

[(1)~(3) 略]

(4) 庭園

[表 別紙6 挿入]

(5) 茶室

名称	単位	期間	使用料
長生庵	1回	1日	20,000円
		2時間	7,000円

別表第5（第16条の2関係）

1 代行公園、大阪城野球場等、長居陸上競技場等、靱庭球場等又は鶴見緑地球技場等を占有する場合の利用料金

[表 別紙8 挿入]

2 代行施設の利用料金

[表 別紙10 挿入]

[(1)~(3) 同左]

(4) 庭園

[表 別紙5 挿入]

(5) 茶室

名称	単位	使用料
長生庵	1回	16,200円

別表第5（第16条の2関係）

1 代行公園、大阪城野球場等、長居陸上競技場等、靱庭球場等又は鶴見緑地球技場等を占有する場合の利用料金

[表 別紙7 挿入]

2 代行施設の利用料金

[表 別紙9 挿入]

備考 表中及び表中に挿入される別紙の[]の記載並びに対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第16条の2第6項及び別表第5 2 代行施設の利用料金の表の改正規定 令和6年7月1日

(2) 第15条第1項及び第2項並びに別表第4 3 有料施設の使用料 (4) 庭園の表及び(5) 茶室の表の改正規定 令和7年3月1日

(経過措置)

2 この条例による改正後の大阪市公園条例別表第4 1 公園施設を設け、又は管理する場合の使用料の表、別表第4 2 公園を占有する場合の使用料の表（以下「占有使用料の表」という。）及び別表第5 1 代行公園、大阪城野球場等、長居陸上競技場等、靱庭球場等又は鶴見緑地球技場等を占有する場合の利用料金の表（以下「占有利用料金の表」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用に係る使用料及び利用料金について適用し、施行日前の使用に係る使用料及び利用料金については、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、使用許可期間が1年以内の使用で、施行日前の許可に係るものの使

用料及び利用料金については、施行日以後、なお従前の例による。

4 次の表の第3欄に掲げる期間における占用使用料の表及び占用利用料金の表の規定の適用については、次の表の第1欄に掲げる規定中同表の第2欄に掲げる字句は、同表の第3欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ同表の第4欄に掲げる字句とする。

占用使用料の表集会その他これに類するものの項及び占用利用料金の表集会その他これに類するものの項	1,190円	施行日から令和7年3月31日まで	960円
		令和7年4月1日から令和8年3月31日まで	1,050円
		令和8年4月1日から令和9年3月31日まで	1,150円
	2,380円	施行日から令和7年3月31日まで	1,930円
		令和7年4月1日から令和8年3月31日まで	2,120円
		令和8年4月1日から令和9年3月31日まで	2,330円
占用使用料の表営業のための占用の項及び占用利用料金の表営業のための占用の項	290円	施行日から令和7年3月31日まで	200円
		令和7年4月1日から令和8年3月31日まで	220円
		令和8年4月1日から令和9年3月31日まで	240円
		令和9年4月1日から令和10年3月31日まで	260円
		令和10年4月1日から令和11年3月31日まで	280円

[別表第4 1 公園施設を設け、又は管理する場合の使用料の表 別紙1]

種別	単位	期間	使用料	
公園施設を設ける場合	飲食店、売店 その他の収入 を伴う事業の 用に供する施 設（駐車場を 除く。）	1 平方メート	1 年	7,520円以上で立地条件、営業形態等を勘案して市長が定める額
	駐車場			2,180円以上で立地条件、営業形態等を勘案して市長が定める額
	その他の施設			1,530円以上で立地条件、運営形態等を勘案して市長が定める額
公園施設を管理する場合	飲食店、売店 その他の収入 を伴う事業の 用に供する施 設（駐車場を 除く。）	1 平方メート	1 年	8,380円以上で立地条件、営業形態等を勘案して市長が定める額
	駐車場			3,120円以上で立地条件、営業形態等を勘案して市長が定める額
	その他の施設			2,400円以上で立地条件、運営形態等を勘案して市長が定める額

[別表第4 1 公園施設を設け、又は管理する場合の使用料の表 別紙2]

種別	単位	期間	使用料	
公園施設を設ける場合	飲食店、売店 その他の収入 を伴う事業の 用に供する施 設（駐車場を 除く。）	1 平方メート	1 年	9,030円以上で立地条件、営業形態等を勘案して市長が定める額
	駐車場			2,710円以上で立地条件、営業形態等を勘案して市長が定める額
	その他の施設			1,800円以上で立地条件、運営形態等を勘案して市長が定める額
公園施設を管理する場合	飲食店、売店 その他の収入 を伴う事業の 用に供する施 設（駐車場を 除く。）	1 平方メート	1 年	9,900円以上で立地条件、営業形態等を勘案して市長が定める額
	駐車場			3,570円以上で立地条件、営業形態等を勘案して市長が定める額
	その他の施設			2,670円以上で立地条件、運営形態等を勘案して市長が定める額

[別表第4 2 公園を占有する場合の使用料の表 別紙3]

種別	単位	期間	使用料	
通路その他これに類するもの	1 平方メートル	1 年	1,360円	
電柱及びその支柱その他これに類するもの	1 本	1 年	4,600円	
電線、電らんその他これらに類するもの	1 メートル	1 年	980円	
鉄塔、変圧器	1 平方メートル	1 年	8,200円	
水道管、下水管、ガス管その他これらに類するもの	外径40センチメートル未満	1 年	980円	
	外径40センチメートル以上1メートル未満		2,400円	
	外径1メートル以上		4,900円	
郵便差出箱、信書便差出箱、公衆電話所	1 平方メートル	1 年	8,200円	
工事用板囲、足場、詰所その他の工事用施設及び土石、竹木、瓦その他の工事用材料の置場	1 平方メートル	1 月	2,200円	
保育所その他の社会福祉施設	1 平方メートル	1 年	7,520円	
[同左]				
集会その他こ	会費又は入場	100平方メートル	3時間	880円

れに類するもの	料を徴収しない場合			
	会費又は入場料を徴収する場合			1,760円
営業のための占有	露店営業その他これに類するものための占有	1平方メートル	1日	220円
	ロケーションのための占有	1回	2時間	10,560円
広告物掲出のための占有	競技会、集会、展示会その他これらに類する催しの際広告物を掲出する場合	広告物1枚の表示面積1平方メートル	1日	3,060円
	[同左]	[同左]	[同左]	[同左]
[同左]				

[別表第4 2 公園を占有する場合の使用料の表 別紙4]

種別	単位	期間	使用料	
通路その他これに類するもの	1平方メートル	1年	1,490円	
電柱及びその支柱その他これに類するもの	1本	1年	5,200円	
電線、電らんその他これらに類するもの	1メートル	1年	1,120円	
鉄塔、変圧器	1平方メートル	1年	9,300円	
水道管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの	外径40センチメートル未満	1年	1,120円	
	外径40センチメートル以上1メートル未満		2,800円	
	外径1メートル以上		5,600円	
郵便差出箱、信書便差出箱、公衆電話所	1平方メートル	1年	9,300円	
工事用板囲、足場、詰所その他の工事用施設及び土石、竹木、瓦その他の工事用材料の置場	1平方メートル	1月	2,900円	
保育所その他の社会福祉施設	1平方メートル	1年	9,030円	
都市再生特別措置法施行令(平成14年政令第190号)第19条に規定する看板及び広告塔	表示面積1平方メートル	1年	8,500円	
[略]				
集会その他こ	会費又は入場	100平方メートル	3時間	1,190円

れに類するもの	料を徴収しない場合			
	会費又は入場料を徴収する場合			2,380円
営業のための占有	露店営業その他これに類するものための占有	1平方メートル	1日	290円
	ロケーションのための占有	1回	2時間	10,870円
広告物掲出のための占有	競技会、集会、展示会その他これらに類する催しの際広告物を掲出する場合	広告物1枚の表示面積1平方メートル	1日	3,170円
	[略]	[略]	[略]	[略]
[略]				

[別表第4 3 有料施設の使用料 (4) 庭園の表 別紙5]

名称	使用料
慶沢園（茶室を除く。）	1人1回 150円（児童等にあつては、80円）
[同左]	

[別表第4 3 有料施設の使用料 (4) 庭園の表 別紙6]

名称	使用料	
慶沢園（茶室を除く。）	大阪市立美術館との共通の入場券により入場する場合	1人1回 200円(高等学校又は高等専門学校（これらに準ずるものを含む。）の生徒及び大学（これに準ずるものを含む。）の学生（以下「学生等」という。）にあつては、150円)
	その他の場合	1人1回 300円(学生等にあつては、200円)
[略]		

[別表第5 1 代行公園、大阪城野球場等、長居陸上競技場等、靱庭球場等又は鶴見緑地球技場等を占有する場合の利用料金の表 別紙7]

種別	単位	期間	利用料金	
[同左]				
集会その他これに類するもの	会費又は入場料を徴収しない場合	100平方メートル	3時間	880円
	会費又は入場料を徴収する場合			1,760円
営業のための占有	露店営業その他これに類するものための占有	1平方メートル	1日	220円
	ロケーションのための占有	1回	2時間	10,560円
広告物掲出のための占有	競技会、集会、展示会その他これらに類する催しの際広告物を掲出する場合	広告物1枚の表示面積1平方メートル	1日	3,060円
	[同左]	[同左]	[同左]	[同左]

[別表第5 1 代行公園、大阪城野球場等、長居陸上競技場等、韃庭球場等又は鶴見緑地球技場等を占有する場合の利用料金の表 別紙8]

種別	単位	期間	利用料金	
[略]				
集会その他これに類するもの	会費又は入場料を徴収しない場合	100平方メートル	3時間	1,190円
	会費又は入場料を徴収する場合			2,380円
営業のための占有	露店営業その他これに類するものための占有	1平方メートル	1日	290円
	ロケーションのための占有	1回	2時間	10,870円
広告物掲出のための占有	競技会、集会、展示会その他これらに類する催しの際広告物を掲出する場合	広告物1枚の表示面積1平方メートル	1日	3,170円
	[略]	[略]	[略]	[略]

[別表第5 2 代行施設の利用料金の表 別紙9]

種別	単位	利用料金	会費又は入場料を徴収する場合の利用料金
[同左]			
植物園	1人1回	200円	
総合植物館	1人1回	500円	
[同左]			

[別表第5 2 代行施設の利用料金の表 別紙10]

種別	単位	利用料金	会費又は入場料を徴収する場合の利用料金
[略]			
植物園	1人1回	300円	
	1人1年	1,500円	
総合植物館	1人1回	500円	
	1人1年	2,500円	
[略]			

令和6年2月22日提出

大阪市長 横山英幸

説 明

都市公園における行為の許可に係る申請書等の記載事項及び使用料等を免除し、又は減額することができる者の範囲を改めるとともに、公園施設を設け、又は管理する場合の使用料等の改定等を行うため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。